

有田管内の鳥獣被害

第29号 (2011年5月発行)

[発行元]

有田振興局地域振興部
農業振興課

有田郡湯浅町湯浅 2355-1

TEL: 0737-64-1273

E-mail: arida@mikan.gr.jp

http://www.mikan.gr.jp (有田みかんデータベース)



課長あいさつ

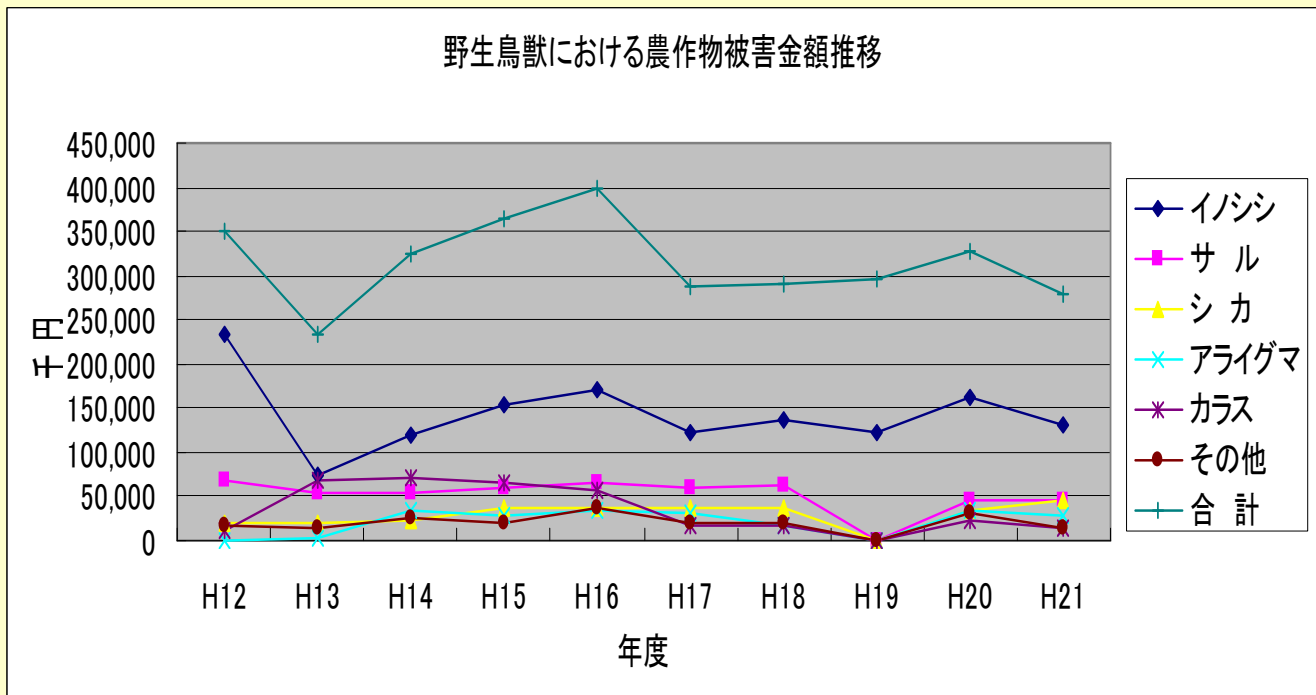
いよいよ、みかんの花が咲く時候となりました。皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、県行政とりわけ農業振興には格段のご尽力を賜っていますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、長引く経済不振と重なり、物の流れや消費・社会情勢に、どのような影響を及ぼすか想像もできない状況にあります。こんな時こそ、関係者が一つになり力を併せなければならないと思います。職員一同皆さまとともに、有田農業の発展に全力で取り組んでまいりますので、変わらぬご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

農業振興課長 片山 泰弘

有田管内における鳥獣被害の現状

1 和歌山県内における農作物被害額の推移



2 平成22年度有田管内主要有害鳥獣捕獲頭数 (有害駆除による。) (単位: 頭)

市町名	イノシシ			シカ			サル			計
	銃	わな	計	銃	わな	計	銃	わな	麻酔	
有田市	21	18	39	-	-	-	-	-	-	-
湯浅町	34	70	104	13	1	14	35	-	-	35
広川町	10	182	192	23	43	66	15	-	-	15
有田川町	247	365	612	126	24	150	112	56	-	168
合計	312	635	947	162	68	230	162	56	-	218

狩猟免許試験のお知らせ

イノシシやニホンジカなどの鳥獣をわななどの法定猟具を使用して捕獲する場合、狩猟免許を取得する必要があります。

免許の種類	猟具
○網猟免許 ○わな猟免許 ○第一種銃猟免許 ○第二種銃猟免許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網） わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな） 銃器（装薬銃「ライフル銃・散弾銃」、空気銃） 空気銃

◆ 狩猟免許試験日程・試験科目のご案内

狩猟免許の取得には下記の日程で行われる試験に合格する必要があります。
また、試験の申し込みは、住所地を管轄する振興局農業振興課にお申し込み下さい。

開催日時	会場	申込期間
7月14日(木) 正午	和歌山ビッグ愛	6月1日～6月30日
7月14日(木) 正午	上富田文化会館	6月1日～6月30日
7月14日(木) 正午	東牟婁総合庁舎	6月1日～6月30日
8月27日(土) 正午	和歌山ビッグ愛	6月1日～8月15日
8月27日(土) 正午	上富田文化会館	6月1日～8月15日

試験科目

- (1) 適性試験：視力、聴力及び運動能力
- (2) 技能試験：鳥獣の判別及び猟具の取扱
- (3) 知識試験：鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験

◆ 狩猟者（初心者）講習会のご案内

狩猟試験に際し、和歌山県猟友会主催の講習会が、下記日程で開催されます。
受講希望者は住所地を管轄する振興局農業振興課内、猟友会支部事務局にお申し込み下さい。

開催日時	会場名	所在地
7月9日～10日 9:00～16:00	和歌山県ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
7月9日～10日 9:00～16:00	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
7月11日～12日 9:30～16:00	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
8月10日～11日 9:30～16:00	上富田文化会館(注1)	上富田町朝来758-1
8月20日～21日 9:00～16:00	和歌山県ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2

(注1) 8月10日～11日に上富田文化会館で開催される講習会の申込期間は、6月1日～7月29日です。
他の講習会の申込期間は、狩猟免許試験の申込期間に準じます。

鳥獣害対策関連事業（県単独事業）のご紹介

- (1) 防護柵設置支援（補助率 県：1/3以内、市町村：1/3以上）
 - ア 防護柵で囲む中の「受益農家2戸以上」を要件にしない。
但し、事業主体は、現行どおり「農業者団体」等であり、農家への個人補助は行わない。
 - イ 施設の更新は認めないが、対象鳥獣が異なるなど、再整備により侵入防止効果が上がるとみなされるものについては、補助対象とする。
- (2) わな等設置支援（補助率 県：1/2以内）
- (3) 有害鳥獣捕獲支援
対象鳥獣に、アライグマを追加（外来生物法による捕獲を含む）。
- (4) 狩猟免許取得支援（講習会費用（上限10千円/人））
- (5) 狩猟前訓練支援（補助率 県：1/2以内）
狩猟者団体が貸切で狩猟前に行う猟銃の射撃訓練に要する経費の支援
【射撃場の貸し切り経費のみ】

※ 詳しくは、所在地の市町産業主務課又は農業振興課までお問い合わせ下さい。

果樹に関する補助事業について

今年度中に申請できる果樹関係の補助事業については、下記の3つの事業があります。いずれの事業とも申請基準や時期等が異なりますので、詳しくはJA営農指導課または農業振興課までお問い合わせ下さい。

①果樹経営支援対策事業【国基金事業、継続】

《事業の内容》

優良品目・品種への改植・高接《定額、1/2以内》

小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌改良、かん水施設）等《1/2以内》

②果樹未収益期間対策事業【国基金事業、新規】

《事業の内容》

①の果樹経営支援対策事業で改植等を実施した際の未収益期間に対する支援

（5万円/10a）×改植の翌年から4年分（20万円/10aを初年度に一括交付）

③果樹産地再生緊急事業【県事業、新規】

地域の果樹産地全体の振興に関する計画を策定していただき、これに基づいた取り組みに対する支援

《事業の内容》

優良品種への改植《1/2以内》

マルチ・節水型かん水施設栽培の導入《1/3以内》

園内道、傾斜緩和等の園地整備

《1/4以内、ただし優良品種への改植を伴う場合は1/3以内》

防風・防霜施設の導入《1/4以内》

野菜、花きに関する補助事業について

野菜花き産地活性化事業

（趣旨）

野菜花き等の生産力向上と高品質化、低コスト化を図る機械・設備等の導入を支援し、競争力の高い産地を育成するための事業。

（事業実施主体）

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業生産法人、3戸以上の農業者をもって組織する団体、その他知事が認める団体。

（補助対象事業及び補助率）

補助対象経費	補助率
(1) 高品質・生産力強化 高品質生産、生産力向上を図る取組に係る経費 高設栽培装置、土壌消毒機、遮光（遮熱）ネット、予冷库等	経費の1/3以内
(2) 省エネ・低コスト生産 生産の省エネ化、低コスト化を図る取組に係る経費 循環送風機、多重カーテン装置、廃熱回収機、多段式サーモ、堆肥散布機等	
(3) パイプハウス更新 パイプハウス（基礎のない地中押し込み式の簡易な農業用ハウス）更新に係る経費。	経費の1/4以内

詳しくは農業振興課までお問い合わせ下さい。

平成23年度 農業振興課新体制

体制図

課長 片山 泰弘					
産地指導グループ		産地振興グループ		担い手グループ	
主任 (GL)	高松 久起	主任 (GL)	小泉 拓也	主任 (GL)	井上 純
主査	鳴川 勝	主査	播磨 真志	主査	藪野 純子
主査	林 孝史	主査	西岡 晋作	副主査	森 博子
主査	地坂 吉弘	技師	岡本 功一	技師	古田 貴裕
副主査	西浦 正泰				

農業関連団体の担当

	農業士会	4Hクラブ	生活研究グループ
広域	藪野 純子	古田 貴裕	森 博子
有田市	林 孝史	林 孝史	
湯浅町	古田 貴裕	古田 貴裕	
広川町	地坂 吉弘	地坂 吉弘	
有田川町	鳴川 勝	(吉備) 岡本 功一 ----- (金屋) 鳴川 勝	

管内農業関連団体の表彰

和歌山県農林水産業賞【農業部門】

和歌山県農林水産業賞は、農林水産業及びこれに関連する産業の振興発展ならびに農山漁村の活性化に貢献し、その業績が特に優れ、他の模範となる個人及び団体の功績を表彰するもので、平成22年度は、有田管内より農業部門で嶋田勝彦さんが受賞されました。おめでとうございます。



嶋田 勝彦 氏 (有田川町)

主な役職 (現) ・農事組合法人「吉備農産物販売」理事長
・きびマルみかん出荷組合長
・有田川町指導農業士

温州みかんの特別栽培に取り組むなど個性化・高品質化を図る一方、バラ栽培では平成8年より土耕栽培からロックウール栽培に切り替え、生産量の増加、増収に繋がった。また、農事組合法人「吉備農産物販売」の理事長として、指導農業士としても優れた指導力を発揮、地域農業の振興に多大な貢献をした。

農薬の適正使用について

これから本格的な防除シーズンを迎えます。農薬を使用する機会も増えてきますので、ご使用の際は以下のことに十分注意してください。

- ・登録のない薬剤は絶対に使用しないこと。(最新の農薬登録情報を各自でご確認下さい。)
- ・使用方法や注意事項などをよく読み、農薬使用基準を守って正しく使用して下さい。
- ・散布の際は、必ず防護服や防護具を着用し、長時間の連続作業は避けましょう。
- ・周辺環境に配慮し、隣接地に薬剤が飛散しないように注意してください。
- ・誤飲や誤用を防ぐため、農薬の容器の入れ替えは絶対に行わないで下さい。
- ・農薬の空容器の処分は、専門の業者に依頼するなど、適正に行ってください。

☆農薬の残液が河川等に流出しないように特に注意して下さい。

